

渋谷区立鉢山中学校 いじめ防止基本方針

～いじめは、絶対に許されない行為であり、すべての生徒はいじめを行ってはけません～

渋谷区立鉢山中学校は、いじめ防止対策推進法、文部科学省が定めるいじめの防止等のための基本的な方針、渋谷区いじめ防止条例に基づき、「渋谷区立鉢山中学校いじめ防止基本方針」を定める。

1. いじめの定義・いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

2. いじめ問題の基本的な考え方（「渋谷区いじめ防止基本方針より」）

- いじめは、絶対に許されない行為であり、人権侵害である。
- いじめは、どの学校にも起こり得るという認識の下、社会全体の力を集結し、いじめに対峙する。
- いじめの行為の重大性や緊急性等、個別の状況に応じて対応する。
- いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方はしない。
- いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当な期間（少なくとも3か月を目安）継続していること、被害の児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを確認し、判断する。

3. 学校における取組

学校は、いじめはどの学校にも起こり得るとの認識の下、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校組織全体で一丸となっていじめの未然防止と早期発見に取り組みます。軽微ないじめも見逃さず、いじめが疑われる場合には迅速に事実確認を行い、保護者、地域、関係機関と連携して、いじめの解決を図ります。

また、生徒自身がいじめについて考え行動できるよう教育活動全体を通して計画的に取り組んでいきます。

(1) 組織

<学校いじめ対策委員会>校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭

*校長は、事案により学級担任やスクールカウンセラー、関係機関、専門家等を柔軟に招集する。

<学校サポートチーム>校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、子ども家庭支援センター、民生児童委員、警察等

(2) 内容

| | | | |
|---|------------|---|----------------|
| 1 | 定例会議の設定 | 5 | 対応方針の協議 |
| 2 | 年間計画の作成と実施 | 6 | 校内研修とOJT |
| 3 | 事実確認と共有 | 7 | 会議の記録と保管・引継ぎ |
| 4 | いじめの認知・判断 | 8 | 学校いじめ防止基本方針の改訂 |

(3) 基本方針

以下の活動を通して、生徒が安心して生活できる学級・学校づくりを推進します。

- 授業の充実（STEAM教育、主体的・対話的で深く学ぶ意欲を高めることができる授業）
- 学級経営・生活指導の充実（善悪のけじめがあり、正義がみなぎり、いじめを許さない毅然とした集団の雰囲気）
- 豊かな感性と思いやりの心の育成（互いに認め合い、励まし合い、高め合えるような温かな人間関係）
- チーム学校による相談体制と支援の充実（生徒・保護者・地域との信頼関係の構築）

① 未然防止

- ・全学級で、ネットリテラシー教育を含め、いじめに関する授業を、年間 3 回以上実施します。
- ・「SOS の出し方に関する教育」を、1 年次に実施します。
- ・保護者会で学校の取組を周知し、連携・協力と情報提供を呼びかけます。
- ・いじめに関する校内研修を、年間 3 回以上実施します。
- ・生徒自身がいじめについて主体的に考え、いじめの防止を訴える生徒会活動を推進します。
- ・学校便り、学級便り、HOME&SCHOOL 等を通じて家庭や地域との連携・協力を努めます。

② 早期発見

- ・入学後、スクールカウンセラーの全員面談やおしゃべり月間を通して、相談しやすい環境を整えます。
- ・いじめを把握するためのアンケートを、年間 3 回以上実施します。
- ・日常の行動観察や教育相談により、いじめの実態を早期に把握します。
- ・相談窓口をタブレットに掲示します。

③ 事実確認

- ・教員が一人で抱え込むことなく、得られた情報は関係者で共有し、組織的に対応します。
- ・学校いじめ対策委員会において、いじめの判断を行い、聞き取りやアンケート等で迅速な事実確認をします。
- ・被害及び加害生徒の保護者と情報を共有し、最良の解決方法を考え対応を進めていきます。
- ・いじめの解決に向けた対応方針を決め、協議を記録し保管します。

④ 早期対応

- ・いじめの被害生徒といじめを知らせた生徒の安全確保を最優先に、不安の解消に努めます。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒に対する組織的・計画的な指導をします。
- ・必要に応じて、警察や相談機関等の関係機関や専門家と連携した対応をします。
- ・必要に応じて、PTA 役員会、学校運営協議会、「学校サポートチーム」に支援の依頼をし、会議を開催します。

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の定義 <いじめ防止対策推進法 第 28 条第 1 項より>

- いじめにより生徒の生命・心身または財産に、重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② 重大事態の報告

- ・教育委員会と情報共有を行い重大事態の判断をし、教育委員会を通じて区長に重大事態発生の報告をします。
- ・事実関係把握調査を行い、教育委員会を通じて区長に調査結果の報告を行います。

③ 重大事態の対処

- ・被害生徒の安全確保と不安解消のための支援を行い、保護者に対応方針や経過を定期的に説明・報告します。
- ・加害生徒の更生に向けた指導と支援を行います。
- ・生徒の安全や更生のために必要な、学校サポートチームを中心とした各関係機関と連携し、地域が一体となって問題の解決にあたります。

令和8年4月1日